

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
11月1日
(金曜日)

目次

告示

特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定の解除(環境政策課)……………一

救急病院の認定(地域医療推進室)……………一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に
基づく介護機関の指定(長寿社会課)……………二

保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………二

区画漁業権の免許(水産振興課)……………二

道路の位置の指定(建築指導課)……………三

公告

公共測量の実施(監理課)……………三

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………三

人委公告

平成二十五年度山口県職員採用大学卒業程度試験(特別募集)の実施……………四

山口県告示第四百二十八号



土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百七十九号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十五年十一月一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
光市大字光井字武田二五二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

山口県告示第四百二十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年十一月一日

山口県知事 山本 繁太郎

名称	所在地	認定が効力を有する期限
周防大島町立東和病院	大島郡周防大島町大字西方五七一	平成二八、九、三〇
周防大島町立橋病院	大島郡周防大島町大字西安下庄三九	" "
周防大島町立大島病院	大島郡周防大島町大字小松一四一五	一〇、三一

山口県告示第四百三十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十一月一日

山口県知事 山本 繁太郎

地域包括支援センター 主たる事務所 の所在地	介護予防支援事業所 の所在地	指定年月日

社会福祉法人む 宇部市大字東須 宇部市中部第一 宇部市開一丁目 平成二五、
べの里 恵三二〇の一 地域包括支援セ 六番二一号 四、一
ンター

山口県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十五年十一月一日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字黒ヶ谷一五〇三の一、一五〇三の二、一五〇五の四から一五〇五の六まで・一五〇五第一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五〇五第二、一五〇五第三、字杉山谷二四三五、二四四八の一、二四四八の四六から二四四八の六一まで、二四四八の七五、字大板ヶ原二四四八の一五、二四四八の一八、二四四八の二四、字女滝二四七八の一（次の図に示す部分に限る。）、二四七八の一〇、二四七八の一三、二四七八の一四、二四七八の一五から二四七八の一八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字男滝二四八四

美祢市秋芳町別府字大原九二四の一、九二六の一、九三四、九三六の一、九四二、九四六の一、九五二、一六四二、一六四三、一六四四の一、一六四五、一六四五の五、一六四六、一六四六の三、一六四六の五、一六四七の四から一六四七の四まで、一六五〇の四から一六五〇の三まで、一六五一の一、一六五一の二、二九六四、字水無九五八の七、九五八の八、九六〇、九六六、九六七、九八三、九九二、九九五、九九七、九九九、一〇〇一、一六二六、一六二七、一六二八の一、一六二八の二、一六二八の四から一六二八の六まで、一六二九の一、一六二九の二、一六三〇の二から一六三〇の四まで、一六三一の一から一六三一の三まで、一六三二から一六三四まで、一六三四の一、一六三六、一六三七、一六三八の一、一六三八の二、一六三九、一六四一、二九五六の四から二九五六の四まで、字ここか浴一六三五、字権現山一六四五の二から一六四五の四まで、二〇九二の四から二〇九二の七まで、二〇九二の九から二〇九二の二四まで、二〇九二の一六、二〇九二の一八、二〇九二の一九、二〇九二の二四から二〇九二の三一まで、二〇九二の三三、二〇九二の三五から二〇九二の三八まで、二〇九二の四二、二〇九二の五〇から二〇九二の五八まで、字市ヶ浴一六五二、一六五二の一、一六五四の一、一六五五の一、一六五六の一、字鷲巢一六五八、一六五八の一、一六五八の二、字千人塚一六六〇、一六六四、一六六五、一六六八、

字野々迫二九九三の四から二九九三の五まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字明木字惣田一一九、一一三三、四一一四、字惣田森ヶ浴一一二一から一一三三まで、一一二七、字惣田森ヶ浴入口左一一三〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百三十二号

区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示（平成二十五年山

口県告示第三百一七号)に係る漁業権につき、次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成二十五年十一月一日

山口県知事 山本 繁太郎

免許番号	漁業権者	存続期間
内区第一号	山口市	平成二十五年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで
内区第二号	宇部市	" "
内区第三号	下関市	" "

山口県告示第四百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年十一月一日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
下松市生野屋西四丁目一七二の一〇及び一七二の一五	四・〇	四〇・九	平成二五、一〇、九
下松市藤光町二丁目九六の五、九七の一〇及び九七の一	四・〇	四六・五	" "



(三七二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年十一月一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
公共測量(航空レーザ測量)
- 二 作業の地域
山口市、萩市、岩国市、周南市、阿武郡阿武町
- 三 作業の期間
平成二十五年九月十五日から平成二十六年三月十四日まで
- 一 作業の種類
公共測量(航空レーザ測量)
- 二 作業の地域
下関市、宇部市、山口市、萩市、長門市、美祢市
- 三 作業の期間
平成二十五年十月二十日から平成二十六年三月二十日まで

(三七三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年十一月一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市中川三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市日の出二丁目一〇番四号
有限会社東海不動産

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字下国信
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施七二〇番地三
株式会社ジューケン



公 告

平成二十五年山口県職員採用大学卒業程度試験（特別募集）の実施

平成二十五年山口県職員採用大学卒業程度試験（特別募集）を次のとおり実施します。

平成二十五年十一月一日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
土木	二人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業同等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局（主として総務部及び土木建築部）の各課及び出先機関（土木事務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和四十九年四月二日から昭和五十九年四月一日までに生まれた者が受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

(1) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の試験を行います。

(2) 論文試験

社会人としての経験等を通じて培った知識及び能力並びに思考力、表現力及び構成力等の総合的能力について試験を行います。

2 日時

平成二十五年十二月十五日（日曜日）

試験室入室 午前十時まで

論文試験 午前十時三十分から午後零時まで

専門試験 午後一時から午後三時まで

3 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

日時 平成二十六年一月二十五日（土曜日）又は同月二十六日（日曜日）の

うち山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

第一次試験

専門試験 五〇点
論文試験 五〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十六年一月九日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十六年二月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十六年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十一万三千七百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤奨手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十五年十一月一日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三三八五〇一)に請求してください。郵便で請求する場

合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十五年十一月一日(金曜日)から同月二十五日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十五年十一月二十五日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十五年十一月一日(金曜日)午前九時から同月二十五日(月曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 土木計画(都市計画を含む。)
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画(都市計画及び建築法規を含む。)

平成二十五年十一月一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁